

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 市長公室
秘書広報課 自治連携課

令和4年3月28日

別府市監査委員 惠良 寧

同 手束 貴裕

同 中尾 薫

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

市長公室各課（秘書広報課、自治連携課）の原則として令和3年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「財産管理事務」及び「委託契約事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、市長公室以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 市長公室の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	財産管理事務	切手その他金券類の管理について
個別項目	秘書広報課	委託契約について
		東京事務所における食糧費について
	自治連携課	ひとまもり・まちまもり自治区事業費補助金について
		市民活動支援補助金について
		自治委員への報酬、費用弁償、旅費について

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、市長公室各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

(2) 実施日程 令和4年2月7日から令和4年3月18日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる注意事項については別途口頭指導した。

7 総括

今回の監査における注意事項は、法令等に定められた手続き等の意味や事務事業の実施目的、またその効果に関する認識が希薄となり、各作業段階での確認が行き届いていないために発生したものと思料される。法改正のほか、行政環境の変化等に伴う事務等を行う際には、関係規定との整合性の確認を遺漏なく行われたい。

監査の結果に関する措置を講じる際には、リスク管理において実効性のあるものとなるよう考慮されたい。

なお、監査の結果に基づく、又は監査の結果を参考とした措置の状況については、令和4年3月末までに報告されたい。